

令和6年度山形地方最低賃金審議会
第1回山形県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年7月29日（月）午後3時20分～午後3時40分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

公益	コーエンズ委員、本間委員、村山委員
労働者側	石川委員、柿崎委員、西部委員
使用者側	大沼委員、木村委員、丹委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1） 部会長、部会長代理の選出について
- （2） 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
- （3） 審議日程について
- （4） 山形県最低賃金の改正決定について
- （5） その他

5 議事経過

○事務局：門脇

ただ今から、第1回山形県最低賃金専門部会を開催いたします。本審からの引き続きとなりますがよろしくお願いいたします。本日の会議は公開での開催でございます。傍聴の方が入っております。

当専門部会の進行につきましては、山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程第4条の規定により部会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、7月19日付けで山形県最低賃金専門部会委員として任命し、お手元に辞令書をお配りしております。任期は当専門部会の廃止までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1ページ資料I-1に専門部会委員の名簿を載せております。全員が本審議会の委員でありますので、この場で改めてのご紹介は割愛させていただきます。

当専門部会の会議開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。本日は、全員にご出席いただいておりますので、当審議会は有効に成立していることをご報告いたします。それでは、はじめに、労働基準部長の松岡よりご挨拶を申し上げます。

○松岡労働基準部長

それでは、専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ第1回山形県最低賃金専門部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまご案内させていただきましたとおり、皆様には7月19日付を持ちまして専門部会委員として任命させていただいたところでございます。これから

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、本審から引き続き専門部会を開催させていただきました。専門部会は8月20日まで合計6回設定しております。委員の皆様にはご多忙の中、暑い時期にご審議いただくことになり、大変ご苦勞おかけすることになりますが目安額や山形県の経済動向など踏まえまして十分にご審議をいただき、全会一致での結審に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

○事務局：門脇

それでは、議事の（1）部会長及び部会長代理の選出を行います。部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選出することとされております。

それでは、事務局からご提案申し上げます。部会長の候補としてコーエンズ委員をご提案申し上げます。また、部会長代理の候補として本間委員をご提案申し上げます。皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長はコーエンズ委員にお願いいたします。部会長代理は本間委員にお願いいたします。それでは、これ以降の進行はコーエンズ部会長にお願いいたします。

○コーエンズ部会長

ただいま部会長を拝命いたしました、山形大学のコーエンズです。どうぞ今年もよろしくお願ひいたします。連日、中賃の方でも熱い議論、遅くまでやっていたということを聞いておりました。今年も暑い夏ですけれども、引き続き皆さんと一緒に様々なデータをいただきながら、中賃の方でも頻繁に購入する品目といったようなものを出していただいたりしています。一方で、使用者側の方からも色々ご意見いただいているところでもありますし、製造業、非製造業でも色々な違いみたいところも聞いております。労側、使側皆様から色々なデータ、それから様々なご意見を賜りながら、全会一致を目指して皆さんと一緒に協議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。まず、議事の（2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

2ページ資料I-2、山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程をご覧ください。最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って専門部会を運営することになります。主な条文についてご説明いたします。

第3条は、テレビ会議システムを利用した出席について、会議欠席等の場合の通知について、定めております。

第4条は、部会長は、会議の議長となり、議事を整理する、と定めております。

第5条は、会議の公開・非公開について定めております。会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる、と定めております。

第6条は、議事録・会議資料の公開・非公開について定めております。第5条と同様に、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交

換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開する、と定めております。

第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会会長に報告する、と定めております。こういったところが主な内容でございます。今年度、特段変更を要する点はないものと考えております。

○コーエンズ部会長

ただ今の事務局からの説明について、意見や質問等はございますでしょうか。それでは、現行の専門部会運営規程に則って運営していくことを確認いたします。

次に、議事の（3）審議日程について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

4 ページ資料 I-3 専門部会の開催日程（案）をご覧ください。事務局案ということで日程を載せております。本日終了後、2回目以降は金額審議がメインになりますけれども、第2回が7月31日（水）13時30分から、第3回は8月5日（月）10時から、第4回を8月7日（水）13時30分から、第5回を8月9日（金）10時から、第6回を8月20日（火）15時から開催し、8月20日の結審を目指したいと考えております。そして、翌21日15時から開催の第3回本審議会において、部会長から会長へ報告していただき、そして会長から労働局長へ答申するという日程でご提案申し上げます。

○コーエンズ部会長

ただ今の事務局案について、ご意見等はございますでしょうか。ご意見がなければ、事務局案のと通りの日程で開催していくこととします。

次に、議事の（4）山形県最低賃金の改正決定に進みます。審議を始めるにあたり、各側からご意見がありましたらお伺いしたいと思います。はじめに、労働者側からご意見ございますか。

○労働者側：石川委員

連合山形の石川でございます。まず、中央から50円という目安が示されました。しかし、目安については、地方最低賃金審議会の審議、決定を拘束するものではありません。あくまでも最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、山形地方最低賃金審議会の自主性を発揮しながら、納得の行くまで慎重に真摯に議論を重ねていきたいと考えております。

基本的な考えについては第1回の本審で長々と述べさせていただきましたので割愛させていただきますが、金額に関しては個別協議にて示させていただこうかなと考えております。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○コーエンズ部会長

ありがとうございます。柿崎さん、西部さんいいですか。それでは、使用者側の方からご意見ございますでしょうか。

○使用者側：丹委員

前日も申しましたけども、人材確保あるいは生計費上昇に対する対応等々で一定程度の賃金、最低賃金含めて賃金引上げは必要だ、というのは共通認識かと思えます。その上で、具

体的なデータに基づいての論議はこれから2回目以降になると思いますけども、常々感じていること申し上げます。

まず、その目安ですね。目安を大きく上回る引上げ、これを頻発することになれば、どうでしょう、目安の存在意義そのものが揺らいでしまうということを強調しておきたいと思えます。例えば賃金改定調査でも、これからの具体的な議論になるんですけども、中小零細企業がほとんどを占めるCランクで今年の上昇率は2%台あるいは3%台ですね。これが実態であります。

国というより政府、岸田首相ですか、2030年代の半ばまでの早い時期に最低賃金の全国加重平均を1,500円にする、目指すと言っていますが、この1,500円の根拠は何も示されていないわけです。先ほどの中賃の答申にもありますが、中小企業が賃上げを継続的にできる環境の整備はもう本当に待たなしで求められてると。これは労側も共通認識だと思います。政府が実質賃金のプラス転換を実現する手段、あるいは政策として最低賃金の大幅な引上げを迫るのであれば、待遇改善に対する中小零細企業への直接支援、農業におけるデカップリングのような所得補償、直接的な支援、こういった大胆なその政策も欠かせないんじゃないかなと考えます。

さらに未だ十分に進んでいないその労務費を含む価格転嫁についても、政府からもっともっと監視強化してもらいたい、それが無いとですね人件費の増加は、結局雇い控えとか企業倒産とか、そういった副作用を生んでしまうんじゃないかというような懸念も指摘しておきたいと思えます。以上です。

○コーエンズ部会長

大沼さん、木村さん、いいですか。どうぞ。

○使用者側：大沼委員

ハッピージャパンの大沼と申します。製造業になります。先ほど本審議会の意見聴取の中で話がありましたけども、原材料の価格転嫁につきましては、進んではいるけども裏付けのデータがあればという話になっておりました。実際これは組み立て業とかですと、買い物をしてですね、買ったものがどれだけ上がったかということを示すのは意外と簡単なんですけども、それ以外の原材料、加工したり、いろんな歩留まりとか不良とか、そういったものを1個1個の単価に反映させるということがものすごい労力と知識が必要になってきます。材料も日に日に変動したり、月単位で変わったりということで、それらを示す根拠、タイムラグが生じたりしますので、1つ1つの部品に対してそれぞれの原材料がどういう動きをして、どれだけ使われて、どれだけその部品を値上げするのかという根拠を作るのに相当な人を用意してですね、実際の本業をさせないでした結果、やっと認められている状況がまだ続いています。

労務費につきましては、最近やっと少し話が見えてきてるんですけども、組合との実際の妥結した合意書がなければできないということで、先に組合と妥結交渉して、根拠なしで一定量引上げるところを決めてから、その分を転嫁してもらおうところがやっと出てきます。それも価格に転嫁するまでのタイムラグができますので、企業としての資金の体力とかですね、先ほどの計算するようなノウハウがないところはなかなかこれが実際できないというのが実態になってます。小規模の事業主とか、家庭でやってる個人事業の方とか、こういった方が実際どれだけ材料上がったのかを示す根拠を出すことができなくて泣き寝入りをするケースがあったり、ひどいところはもう廃業というところで、私どもは下請け先がなくなってくるようなことが現実的に出てきていますので、当然上げていかなくちやいけない

のもありますけども、目安ありきということで、どんどん加速することないように慎重にその辺も検討していただきながら、協議を重ねて進めていきたいと思いますのでぜひご協力をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○コーエンズ部会長

ありがとうございました。今お伝えいただいたようなことは公正取引委員会やその他適切な機関なりに、何らかの形で報告を上げていく必要が私はあるのではないのかなと思います。その辺りは事務局のほうで検討していただければとお願ひしたいところでもあります。

それでは次に進みます。金額提示、先ほど労側はとりあえず今日のご準備がないということで。

○労働者側：石川委員

あります。ただ、個別協議で。

○コーエンズ部会長

今日の段階で個別協議入りますか。(労側委員相談。)では、今日のところはご相談されていることはあるけれども金額は個別協議でお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。

○労働者側：石川委員

結構です。

○コーエンズ部会長

使側の皆さんも同様に個別協議になりますか。

○使用者側：丹委員

はい。

○コーエンズ部会長

それぞれご準備いただいていることとは思いますが、具体的な金額提示、協議については第2回以降で進めたいと思います。

ここまでのところで皆さんから特にご意見がなければ本日はここまでで次回以降、協議を続けることにしたいと思います。

○公益：村山委員

石川さんから配布いただいている資料については。

○労働者側：石川委員

参考資料として配布いたしました。

○コーエンズ部会長

本日説明されますか。

○労働者側：石川委員

次回いたします。

○コーエンズ部会長

では、労側からご用意いただいた資料については、次回冒頭で説明いただくということにしたいと思います。

それでは、事務局から次回の専門部会について連絡してください。

○事務局：門脇

次回、第2回専門部会は、7月31日(水)午後1時30分から大会議室で開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○コーエンズ部会長

次回、第2回以降の専門部会については個別協議で金額審議を行うことになるかと思いますので非公開としたいと考えますが委員の皆様いかがでしょうか。(「異議なし」の声。) それでは、第2回以降の専門部会は非公開といたします。本日はお疲れ様でした。